

第41号議案

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月29日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例（平成23年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>に規定する事業として行う支援のうち、日中、<u>障がい</u>に活動の場を提供するとともに、<u>障がい児</u>を見守り、社会に適應するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第3項</u>に規定する事業として行う支援のうち、日中、<u>障害児</u>に活動の場を提供するとともに、<u>障害児</u>を見守り、社会に適應するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項の繰下げに伴う引用条項の整理（第3条関係）
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和6年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

(.....部分は、令和6年4月1日施行)

(市町村の地域生活支援事業)

第77条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 (省略)

4 (省略)

5 市町村は、第1項各号及び第3項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。